

保険会社向けの総合的な監督指針（案）（新旧対照表）

改 正 案	現 行
【本編】 Ⅲ 保険検査・監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－１ 検査・監督事務に係る基本的考え方 Ⅲ－１－１２ 申請書等を提出するに当たっての留意点 「Ⅲ－１－１１ 書面・対面による手続きについての留意点」を踏まえ、保険会社等による当局への申請・届出等については、原則として、以下(1)、(2)に掲げる方法により提出を求めることとする。 ただし、公的機関が発行する添付書類（住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本、税・手数料等の納付を証する書類等）については、原本送付を求めることとする。 (1) 金融庁電子申請・届出システム 保険会社等による当局への申請・届出等のうち、(2)に掲げる金融庁業務支援統合システム（以下「統合システム」という。）を利用して提出を求める手続を除いては、原則として、金融庁電子申請・届出システムを利用して法令に定める提出期限までに提出を求めることとする。 (2) 金融庁業務支援統合システム 業務報告書（中間期にあつては中間業務報告書）については、原則として、統合システムを利用して提出を求めることとする。 Ⅲ－２ 保険業法等に係る事務処理	【本編】 Ⅲ 保険検査・監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－１ 検査・監督事務に係る基本的考え方 Ⅲ－１－１２ 申請書等を提出するに当たっての留意点 「Ⅲ－１－１１ 書面・対面による手続きについての留意点」を踏まえ、保険会社等による当局への申請・届出等については、原則として、以下(1)、(2)に掲げる方法により提出を求めることとする。 ただし、公的機関が発行する添付書類（住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本、税・手数料等の納付を証する書類等）については、原本送付を求めることとする。 (1) 金融庁電子申請・届出システム 保険会社等による当局への申請・届出等のうち、(2)に掲げる金融庁業務支援統合システム（以下「統合システム」という。）を利用して提出を求める手続を除いては、原則として、金融庁電子申請・届出システムを利用して法令に定める提出期限までに提出を求めることとする。 <u>ただし、金融庁がホームページにおいて掲載するe-Govを利用して申請書等の提出が可能な手続については、当面の間、金融庁電子申請・届出システムを利用した提出と並行して、e-Gov を利用した提出についても可能とする。</u> (2) 金融庁業務支援統合システム 業務報告書（中間期にあつては中間業務報告書）については、原則として、統合システムを利用して提出を求めることとする。 Ⅲ－２ 保険業法等に係る事務処理

保険会社向けの総合的な監督指針（案）（新旧対照表）

改 正 案	現 行
Ⅲ－２－１ 特定保険募集人の登録等事務 特定保険募集人の登録事務にあたっては、以下の点に留意して、行うこととする。 なお、少額短期保険募集人については、「保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）」（少額短期保険業者向けの監督指針）Ⅲ－２－４（少額短期保険募集人の登録事務）によるものとする。 (1) 特定保険募集人の登録（法第 276 条関係） ①～③ （略） ④ 登録申請等の書類の受理 ア～ウ. （略） エ. 申請等データにより「電子申請・届出システム」へ送信があった場合は、<u>登録免許税又は手数料が電子納付される</u>ときを除き、申請等データを受理した管轄財務局において別途収入印紙を受理することとする。 ⑤ 登録申請書の審査基準等 ア・イ. （略） ウ. 所要の収入印紙の貼付又は電子納付の有無 (ア) 登録申請者が保険代理店の場合、登録免許税法に規定する額の収入印紙の<u>貼付又は電子納付</u>がされているか。 (イ) 登録申請者が生命保険募集人のうち「内勤職員」・「営業職員」・「保険代理店使用人」・「法人保険代理店使用人」の場合、令第 39 条の 3 に規定する額の収入印紙の<u>貼付又は電子納付</u>がされているか。 (ウ)～(カ) （略） エ. （略）	Ⅲ－２－１ 特定保険募集人の登録等事務 特定保険募集人の登録事務にあたっては、以下の点に留意して、行うこととする。 なお、少額短期保険募集人については、「保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）」（少額短期保険業者向けの監督指針）Ⅲ－２－４（少額短期保険募集人の登録事務）によるものとする。 (1) 特定保険募集人の登録（法第 276 条関係） ①～③ （略） ④ 登録申請等の書類の受理 ア～ウ. （略） エ. 申請等データにより「電子申請・届出システム」へ送信があった場合は、申請等データを受理した管轄財務局において別途収入印紙を受理することとする。 ⑤ 登録申請書の審査基準等 ア・イ. （略） ウ. 所要の収入印紙の貼付の有無 (ア) 登録申請者が保険代理店の場合、登録免許税法に規定する額の収入印紙が<u>貼付</u>されているか。 (イ) 登録申請者が生命保険募集人のうち「内勤職員」・「営業職員」・「保険代理店使用人」・「法人保険代理店使用人」の場合、令第 39 条の 3 に規定する額の収入印紙が<u>貼付</u>されているか。 (ウ)～(カ) （略） エ. （略）

保険会社向けの総合的な監督指針（案）（新旧対照表）

改 正 案	現 行
⑥ 登録申請書の添付書類 登録申請書の添付書類については、法第 277 条第 2 項各号及び規則第 214 条第 1 項各号に規定する以下の書類が添付されているか。 なお、添付書類の取扱いについては、法第 284 条の規定に基づく代理申請にあっては、原則として提示をもって足りることとし、提示後、代申会社等において常に提出できる状態で保管させるものとする。 ア. (略) イ. 登録申請書の添付書類は、以下のとおりとする。 (ア) (略) (イ) 登録申請者が法人の場合 a～c. (略) d. 定款若しくは登記事項証明書又はこれらに代わる書類（以下、「定款等」という。）（規則第 214 条第 1 項第 2 号） <u>（注）登記事項証明書（海外当局が発行するものを除く。）の場合は、法務省の登記情報システムから取得するため、添付を要しない。</u> ウ～カ. (略) ⑦～⑫ (略) (2) 変更の届出等 ① (略) ② 変更の届出にあたっては、以下の点に留意するものとする。 ア・イ. (略) ウ. 生命保険募集人の職種区分を「内勤職員」・「営業職員」・「保険代理店使用人」・「法人保険代理店使用人」から「個人保険代理店」に変更する場合、登録免許税法に規定する額の収入印紙の貼付又は電子納付がされているか。	⑥ 登録申請書の添付書類 登録申請書の添付書類については、法第 277 条第 2 項各号及び規則第 214 条第 1 項各号に規定する以下の書類が添付されているか。 なお、添付書類の取扱いについては、法第 284 条の規定に基づく代理申請にあっては、原則として提示をもって足りることとし、提示後、代申会社等において常に提出できる状態で保管させるものとする。 ア. (略) イ. 登録申請書の添付書類は、以下のとおりとする。 (ア) (略) (イ) 登録申請者が法人の場合 a～c. (略) d. 定款若しくは登記事項証明書又はこれらに代わる書類（以下、「定款等」という。）（規則第 214 条第 1 項第 2 号） ウ～カ. (略) ⑦～⑫ (略) (2) 変更の届出等 ① (略) ② 変更の届出にあたっては、以下の点に留意するものとする。 ア・イ. (略) ウ. 生命保険募集人の職種区分を「内勤職員」・「営業職員」・「保険代理店使用人」・「法人保険代理店使用人」から「個人保険代理店」に変更する場合、<u>変更届出に</u>登録免許税法に規定する額の収入印紙が貼付されているか。

保険会社向けの総合的な監督指針（案）（新旧対照表）

改 正 案	現 行
エ・オ. (略) (3)～(8) (略) V 保険仲立人関係 V－1 登録事務 V－1－3 登録申請書の添付書類 規則第 219 条に規定する登録申請書の添付書類の内容は、以下のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 代替書類 規則第 219 条第 1 項第 2 号に規定する「これらに代わる書類」及び同条同項第 3 号イに規定する「これに代わる書類」等とは以下の書類をいう。なお、申請者が法人でない社団又は財団であるときは、これに準ずるものを含むものとする。 ① 法人の場合の定款又は登記事項証明書（以下、V－1 において「定款等」という。）に代わる書面とは、商業登記簿謄本・抄本等をいうものとする。 <u>登記事項証明書（海外当局が発行するものを除く。）の場合は、法務省の登記情報システムから取得するため、添付を要しない。</u> 定款等又はこれに代わる書面は、保険仲立人の業務を営むことができる旨規定されているものとする。 定款等又はこれに代わる書面は、原本と相違ない旨の記載があれば、その写しで差し支えないものとする。	エ・オ. (略) (3)～(8) (略) V 保険仲立人関係 V－1 登録事務 V－1－3 登録申請書の添付書類 規則第 219 条に規定する登録申請書の添付書類の内容は、以下のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 代替書類 規則第 219 条第 1 項第 2 号に規定する「これらに代わる書類」及び同条同項第 3 号イに規定する「これに代わる書類」等とは以下の書類をいう。なお、申請者が法人でない社団又は財団であるときは、これに準ずるものを含むものとする。 ① 法人の場合の定款又は登記事項証明書（以下、V－1 において「定款等」という。）に代わる書面とは、商業登記簿謄本・抄本等をいうものとする。 定款等又はこれに代わる書面は、保険仲立人の業務を営むことができる旨規定されているものとする。 定款等又はこれに代わる書面は、原本と相違ない旨の記載があれば、その写しで差し支えないものとする。

保険会社向けの総合的な監督指針（案）（新旧対照表）

改 正 案							現 行						
（注）登録申請書の代表者の氏名に旧氏及び名を括弧書きで併せて記載する場合は、規則第 219 条第 1 項第 3 号ロに規定する「当該旧氏及び名を証する書類」を添付するものとする（登録申請を別途行っている代表者を除く）。 ②・③ （略） 【様式・参考資料編】 （様式Ⅲ-2-1①） （別紙 1）							（注）登録申請書の代表者の氏名に旧氏及び名を括弧書きで併せて記載する場合は、規則第 219 条第 1 項第 3 号ロに規定する「当該旧氏及び名を証する書類」を添付するものとする（登録申請を別途行っている代表者を除く）。 ②・③ （略） 【様式・参考資料編】 （様式Ⅲ-2-1） （別紙 1）						
	内勤職員	営業職員	個人保険代理店	法人保険代理店	個人保険代理店使用人	法人保険代理店使用人		内勤職員	営業職員	個人保険代理店	法人保険代理店	個人保険代理店使用人	法人保険代理店使用人
日付	申請書記載日						日付	申請書記載日					
商号又は氏名	外国人で通称名が登録されている者は、本国名か通称名かいずれか一方を選択する。個人保険代理店は代表者の氏名を記載し、屋号は記載しない。			法人名、代表者の役職及び氏名を記名する。	内勤職員等と同様		商号又は氏名	外国人で通称名が登録されている者は、本国名か通称名かいずれか一方を選択する。個人保険代理店は代表者の氏名を記載し、屋号は記載しない。			法人名、代表者の役職及び氏名を記名する。	内勤職員等と同様	
法定代理人氏名	申請者が営業に関し成年者と同一内勤職員等と同様の能力を有しない未成年者のとき記載する。法定代理人は、父母の一方若しくは見後人をもって足りるものと		記載しない。		内勤職員等と同様		法定代理人氏名	申請者が営業に関し成年者と同一内勤職員等と同様の能力を有しない未成年者のとき記載する。法定代理人は、父母の一方若しくは見後人をもって足りるものと		記載しない。		内勤職員等と同様	

保険会社向けの総合的な監督指針（案）（新旧対照表）

改 正 案							現 行						
	する。							する。					
職種区分	該当の職種区分を余白に記載する。						職種区分	該当の職種区分を余白に記載する。					
登録	便宜上代申支社において登録年月日欄には、登録申請年月日を記載し、登録番号欄には、申請番号を記載しておくものとする。申請番号は、別紙２「申請番号・登録番号の記載要領」により記載させるものとする。						登録	便宜上代申支社において登録年月日欄には、登録申請年月日を記載し、登録番号欄には、申請番号を記載しておくものとする。申請番号は、別紙２「申請番号・登録番号の記載要領」により記載させるものとする。					
商号・名称又は氏名	住民票等にある氏名		登記簿 謄本等 にある 法人名	住民票等にある氏名			商号・名称又は氏名	住民票等にある氏名		登記簿 謄本等 にある 法人名	住民票等にある氏名		
代表者又は管理人の氏名	記載しない。		代表者 氏名	記載しない。			代表者又は管理人の氏名	記載しない。		代表者 氏名	記載しない。		
生年月日・性別	住民票等にある生年月日・性別		代表者の生年月日・性別	住民票等にある生年月日・性別			生年月日・性別	住民票等にある生年月日・性別		代表者の生年月日・性別	住民票等にある生年月日・性別		
事務所の名称	所属する支社名等	代申支社名	住民票等にある氏名	母店名（他事務所がある場合は別葉に記載）	記載しない。	勤務している事務所	事務所の名称	「本社」	代申支社名	住民票等にある氏名	母店名（他事務所がある場合は別葉に記載）	記載しない。	勤務している事務所
事務所の所在地	所属する支社等の所	代申支社の所在地	事務所の所在地	母店の所在地（同	所属代理店の事務所	勤務している事務所	事務所の所在地	本社の所在地	代申支社の所在地	事務所の所在地	母店の所在地（同	所属代理店の事務所	勤務している事務所

保険会社向けの総合的な監督指針（案）（新旧対照表）

改 正 案							現 行						
	在地			上)	の所在 地	の所在 地					上)	の所在 地	の所在 地
所属代理店等の商号等	記載しない。				所属代理店の商号、名称又は氏名を記載する。（個人保険代理店使用人にあたっては、屋号を記載しない。）		所属代理店等の商号等	記載しない。				所属代理店の商号、名称又は氏名を記載する。（個人保険代理店使用人にあたっては、屋号を記載しない。）	
所属保険会社の商号、名称又は氏名	所属保険会社の商号、名称又は氏名	所属保険会社の商号、名称又は氏名と代申支社名。乗合の場合は、代申会社ができるようにする。					所属保険会社の商号、名称又は氏名	所属保険会社の商号、名称又は氏名	所属保険会社の商号、名称又は氏名と代申支社名。乗合の場合は、代申会社ができるようにする。				
他にしている業務の職種	他にしている業務がある場合は、その主要な業務を１つ記載する。ない場合は、その旨記載する。						他にしている業務の職種	他にしている業務がある場合は、その主要な業務を１つ記載する。ない場合は、その旨記載する。					
備考	記載しない。			代表者の整理番号。整理番号の付番方法は申請番号に準じる。	記載しない。		備考	記載しない。			代表者の整理番号。整理番号の付番方法は申請番号に準じる。	記載しない。	

保険会社向けの総合的な監督指針（案）（新旧対照表）

改 正 案				現 行			
		代表者が生命保険協会が行っている一般課程試験に合格しているかを記載する。				代表者が生命保険協会が行っている一般課程試験に合格しているかを記載する。	
(注) 1～3 (略)				(注) 1～3 (略)			